

大通達甲（警）第19号
令和7年4月1日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長 殿

警察本部長

警察本部低入札価格調査委員会設置要綱の改正について（通達）

警察本部所管に係る工事請負契約を一般競争入札又は指名競争入札により締結しようとする場合において、大分県低入札価格調査実施要領（平成12年大分県告示第672号）に定めるところにより低入札価格調査を行うための委員会については、「警察本部低入札価格調査委員会設置要綱の制定について」（令和2年3月25日付け大通達甲（警）第15号）により設置しているところであるが、この度、組織改編に伴い、別添のとおり「警察本部低入札価格調査委員会設置要綱」を改正したので、適正な事務処理を図られたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（会計課管財係）

別添

警察本部低入札価格調査委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察本部所管に係る工事請負契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結しようとする場合において、大分県低入札価格調査実施要領（平成12年大分県告示第672号）に定めるところにより低入札価格調査を行う委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置及び組織

- 1 競争入札による工事請負契約の締結に当たり低入札価格調査を実施する場合において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについての調査及び審査を行い、並びに低入札価格調査の対象となった工事について低入札価格調査における説明等に即した施工がされているかについての審査を行うため、警察本部に低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長のほか、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
委員長 警察本部長
副委員長 警務部長
委員 警務部会計課長
警務部会計課次席
警務部会計課施設管理室長
委員長が指名する者
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第3 委員会の運営等

- 1 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会の会議においては、事情聴取等の調査をした者の出席を求め、当該調査の結果について説明をさせるものとする。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。
- 5 委員会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員長は、特に必要があるときは、前記1及び2の規定にかかわらず、書面で委員会に回議して、委員会の会議に代えることができる。この場合においては、前記5の規定を準用する。

第4 庶務

委員会の庶務は、警務部会計課において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。